

第4回筑後川水系流域委員会

平成17年12月15日(木)

第4回筑後川水系流域委員会

1. 開 会

○田島副所長 それでは、ただいまより第4回筑後川水系流域委員会を開催したいと思います。

開催に当たりまして、筑後川河川事務所長、井山よりご挨拶を申し上げます。

2. 事務所長挨拶

○井山筑後川河川事務所長 筑後川河川事務所の所長の井山と申します。よろしくお願いいたします。

本日は第4回の筑後川水系流域委員会ということで、2カ月前に第2回ということで再開させていただきまして、筑後川の果たす役割とか、その辺の議論に始まりまして、前回、第3回のときに、現況と課題ということで、治水と利水と環境、それから河川の利用と維持管理ですか、そういった五つの側面に整理して、何がこの筑後川で問題になっているのか、どのような取り組みが必要なのだろうかというあたりについての議論の大筋のところをやっていたのかと考えております。

本日は、それを受けまして、第4回ということで、お手元にあります資料にもありますが、基本理念ということで、どんな方向で筑後川の整備とか管理をやっていくのか、川のみならず流域も含めてということかもしれませんが、その辺についての柱立てについてご審議をいただければというふうに考えております。つきましては、非常に幅広い議論あるいは将来を見越した議論ということになるかと思いますので、委員の皆様方におかれましては、それぞれ思われるところ、忌憚のないところを披露していただいて、ぜひ、骨太のいい柱立てというんでしょうか、次のいよいよ原案づくりに入っていくに当たっての一つの指針になるような、そのような議論をしていただければということでご審議をお願いする次第でございます。よろしくお願いいたします。

○田島副所長 ありがとうございます。それでは、早速、議事次第の3番の議事に入らせていただきたいと思います。議事に入ります前に、この資料-1の内容を簡単にご説明申し上げたいと思います。

1 ページでございます。これは規約でございますので、今までと同じでございますので、省略させていただきます。

本日の委員の名簿がございます。本日は、平野委員、東委員、荒牧委員、諫本委員、江

藤委員、以上5名の方が欠席となっております。それから、駄田井委員につきましては、若干おくれるという連絡が入っております。ということで、本日、全委員19名のうち5名欠席、14名出席ということでございまして、2分の1以上の委員が出席されているということで、規約第4条の規定により、本日の委員会は成立したということを確認させていただきます。

3ページ目、4ページ目は従来と同じ資料でございますので、省略させていただきます。最終ページの7ページに、前回、第3回委員会の議事の要旨を書いております。これについては後から確認いただければと思っております。

それでは、これより議事の進行に当たりましては楠田委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3. 議 事

○楠田委員長 それでは、第4回を迎えましたが、今日もお忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。今日は、この議題にもございますように、筑後川水系の河川整備計画の基本理念の検討をお願い申し上げます。今からご説明をちょうだいいたしますが、キーワードはかなり含まれていると思いますが、そのほかにも抜け落ちた点もあろうと思ひますし、全体の考え方についてもいろいろあろうかと思ひます。この何回かある委員会の中での一番骨格のところになっておりますので、ひとつよろしくお願を申し上げます。

それでは、この基本理念につきまして、資料-2に基づきまして事務局から説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。

(1) 筑後川水系河川整備計画の基本理念

○井山所長 それでは、私の方から、お手元の資料-2をめぐっていただきまして、それに基づいて基本理念についての議論を始めさせていただきたいと思ひます。

(プロジェクター)

1枚めぐっていただいたところの1ページ目でございますが、筑後川と人とのかかわりということで、人と川のかかわりという議論がされてしばらくになるわけですが、この前の河川法の改正というのが平成9年にございました。その中にも、河川環境の整備と保全というようなものが一つの河川管理の目的の中に加わったというのがございました。ふだんからの川とのおつき合いというんでしょうか、川とのつながりというんでしょうか、川

の果たす役割というんでしょうか、そういうようなものも含めて全体で川の管理をして、川なり流域なり、地域をよくしていこうと、そういうふうなことだと思うんですけども、人の川離れというんでしょうか、安全性とか利便性とか、そういったようなものがずっと戦後あるいは高度成長期を通じてある程度の充足を見る中で、いわゆる川から遠ざかった、あるいは水というものが自然の一部というふうに認識されなくなったというような、そういう側面があるかと思います。そういう川と人とのかかわりという側面で今と昔を比較する中でどういったような課題が出てきたのか、それから将来どうあるべきみたいなことについて概略を表にしてまとめものが、この1ページ目から2ページ目でございます。

まず、生活という面では、いわゆる水文化というんでしょうか、もともと人間が生きていくために水が必要だということで、飲み水を確保する、あるいは物を洗うとか、そういったような水そのものの利用というのが原点でございます。それは、現在、ご承知のように、水道というようなのが99%普及して、当たり前のように日々蛇口から水が出るというのが現実でありまして、非常に安心、安全で便利だというふうな状況になっております。もちろんこれについても、さらに水質というような、においの問題とか、ミネラルウォーターがあれだけ普及していることを考えたときに、今の水道のままでいいかという問題はありますが、一定の充足を見ている。

それから、洗うという面では、いろいろ水道の水がこれまた消費的に使えるようになったということで、洗濯機とか、今は食器を洗うのも節水型で洗えるような家電製品が出たりとか、以前に比べれば水を使いながら楽に洗うことができるようになってきている。これもまた逆に、洗剤を使ったりして、水質面で前にないような悪さをしている部分もあります。

それから、川の中から食料を得ていたというのがこの3番目のところにもありますし、下の方にアユ漁とか、魚をとるといような面もありますが、これについても、川でのこういったような動植物が食料源になっていたというのも、日本の場合は海に囲まれていますので、海もそうですし、山もそうかもしれませんが、その間をつなぐ川というところでの食料調達、これは相当程度あったものと思われませんが、非常に身近な水辺として、これも今非常に食料品、流通がグローバル化しまして、そういう中では、食べるものを目の前の川で調達するというようなことはほとんどなくなっておるという現実があります。

それから、ごみとかの問題も、昔はすごい循環型社会で、そもそも貧しい時代だったわけですから、ごみも出ない、出さないというんでしょうか、物を大切にしたり、循環型で使っていたという状況があります。今は逆に大量消費型というんでしょうか、これも今見直しの声がありまして、リサイクルとか、再利用みたいなことで、取り組みについての意識みたいなものは以前に比べ高揚しておりますし、技術的なものについても進みつつある

とは思いますが、まだまだ現実には川の中がごみ捨て場になっているという話はございません。身近なオープンスペースは逆にごみ捨て場にされているという事実はございます。これはたしか前々回もパンフレットなんかでご紹介したかと思いますが、これは、何とか河川の空間を河川らしくきれいな状態というんでしょうか、自然の状態に保つというのが本来の姿でありましょうし、今は逆にノーポイとかごみ拾いみたいなイベントが開催されるぐらいで、それがコミュニティの形成に役割を果たしているという部分もありますけれども、それは本末転倒で、実際にはノーポイとかクリーンアップ作戦みたいな行事はやらなくて済むにこしたことはないということかと思えます。

それから、水質の面も、昔はよかったとかというのも、これは必ずしもデータ的によくわからないところもあるんですが、少なくとも先ほどの水の大量消費、あるいは大量消費するということは逆に大量排出というか排水をしておるわけでありまして。これも高度成長期に、河川の水質の問題、公害の問題とかに端を発して、最初は工場からの排水とか、そういう事業場系の排水の問題があり、近年ではそれが逆に生活排水というんでしょうか、今、下水道の整備がまだまだ途上ということで、特に筑後川の流域は地方都市であり、田園地帯が多いところでありまして、まだまだ下水でカバーされている部分が十分でないところもありますし、昔のようにそれが川の自浄能力でおさまるような範囲での社会経済活動なり市民生活ではなくなっている。それは、先ほどの水を大量消費するとか、いろんな家電製品で文明の利器を駆使して楽にいろんなものを洗うとか、そんなものの裏返しであります。そういうふうなものでも川へ大きな負荷というか、結局はどこかで排水すれば最終的に川なり海なりに到達するというのが水の流れでありますので、受け入れたくないものも受け入れざるを得ないということでありまして。これも一時に比べて、水質の例えば有機物なんかはどれだけ川の中にあるかというふうなBODとかの指標なんかで単純に見ると、以前より改善されているとか、筑後川というのは総体的にはまだきれいな方じゃないかという言い方はありますが、それは時間的なものあるいは特定の指標での評価でありまして、実際には、それだけでは見られない部分ですね、例えば泡が立っているとか、においがどうだとか、いろんなものがあると思うんですけれども、そういうもので決して地域の方々はこの川に満足されているとは思えない部分も相当程度あるかと思えます。

それから、2番目の経済活動ということで、これは今の生活の部分と重なるところが多いんですが、例えばいかだ流してみたいなものが昔は上流から行われていた。今、昔の写真展ということで、日田の方とか大川の方とか写真を集めて写真集をつくらうとしているんですけれども、まさに川の流れを使って上流の木材を河口の方へ持ってきていた、日田の木材を大川へ持ってきていたというふうな話とかは、写真を見ても明らかであります。そ

ういうふうなものが長い年月の間行われてきたわけですが、今は、ご承知のように、その後の鉄道の整備とか道路の整備とか、モータリゼーションということで、主なる輸送手段というのは車に取ってかわられ、これは道路が整備されたり、車が普及したりということなんですけれども、川でのそういった輸送機能というんでしょうか、そういったようなものは、我が国の場合は総じて急流河川、川の流れる量の変動も大きいということで、川で物を運ぶには適さない川が多いということでもありますので、実質的にそういうふうなものはもう役割としてほとんどなくなっている。まあ、下流ではまだ一部舟運とかでいろいろ運んでおられるのはございますが、さりとて、これに対する、何というんでしょうか、郷愁というか、情緒ある風景というふうな雰囲気みたいなものですね、そういったようなものが醸し出されていることも事実であります。

それから、漁業関係なんかでは、アユとかその他いろんな魚のたぐいですとか、こういうふうなものは現在でも川での釣りとか魚とりとか漁みたいなもので行われてはおりますが、先ほどの食料源というようなこととも関連すれば、食料源という部分とレジャーという部分、そういうふうなものが重なり合いながら、今もこういった川での魚とかその他の動植物の採取みたいなものが行われています。ただ、昔に比べるとやはり比重が落ちてきている、あるいは観光化したりしているんですが、今、観光とか遊びといっても多様化しましたので、昔ほどの重みというんでしょうか位置づけというようなものはなくなっているのかなという感じがいたします。

それから、観光地という意味では、流域の中にちょうど温泉なんかで日田とか原鶴とか、水辺の温泉地みたいなのが幾つかあります。昔は福岡の近郊で一番近い温泉の一つだというふうな位置づけでにぎわっておったというふうに聞いておりますが、今は高速道路の整備とかで非常に行動範囲というようなものが昔に比べますと広がっておりますので、どうしてもそこじゃないとないというわけではなくなってきたというか、むしろもう少し広いところから選択するというんでしょうか、そういう意味合いで、従来型の観光地なんかについてはこれまた今比重が下がってきているというふうな状況かと思えます。これも、地域の活性化とかにぎわいとか、逆にそういうところで水辺に親しんでいただくとかというふうな意味合いでの位置づけの仕方なんかもあるかと思えます。

それから、採石・採砂と書いていますが、これは、前回のときだったと思いますが、砂利とりを筑後川はやり尽くしたというんでしょうか、現に今、筑後大堰から下流では砂をもうとらせていないというのがありますし、上流側も抑制というんでしょうか、基本にご遠慮願うような方向になっております。それのおかげで、コンクリートとか、いろいろ土木工事を支えたという過去の実績というんでしょうか、高度成長期の30年代、40年代ぐらいのときにそういうデータが出ているわけです。何千万 m^3 という砂利をとっていただい

たということですが、それのおかげで川底が下がって洪水が流れやすくなったということで、洪水を処理するという治水の機能での貢献という話があります。そういうことも含みに入れて認めてきた歴史があったんだと思うんですけども、逆に今、先ほどお話しした環境も含めて川らしい川かと言われたときに、砂利がない、砂がない、砂浜がない、水辺が急に深くなっているというようなことは、環境面あるいは利用面、そういったものでは大きな障害になっているということも現実であります。

それから、アオ取水というのは、これは先ほどの飲み水とかなんとかということも関係ありますが、筑後川の下流部特有の大きな潮の干満の差を利用したといいましょうか、天然のエネルギーを活用して容易に淡水を、いわゆる海に近いというんでしょうか、下流部、河口部の方でも得るといふうな、こういうようなことが過去から行われてきていました。それでもって、天然のエネルギーを使いながら、貴重な水資源ということで、節水型の社会というのが自然に形成されていたのではなかろうかということが類推されるわけです。さりとて、近代的な消費生活とか、あるいは農業用水をより安定的に豊かに供給し、また人手がかからない形で確保するという意味合いから合理化をして、上流に大きな堰をつくって、そこから安定的に水路網で供給するというふうなやり方をやってきたというのがございます。これも、非常に利便性が高くなった反面、いわゆる自然の水の流れを上流である程度閉め切って、それでもってまとめて上で取ってしまうということですから、川の水が下流の方は総体的に減ってしまうという問題もあります。それから、上流で取ってしまいますから、当然、潮の量も、下流の方の淡水と海水がまじり合うところでは海水の割合が大きくなるという現実もあります。さりとて、それも利便性とか、そういう経済社会の中でそういう選択をしてきたということでもありますし、さらに、安定的に水が確保されているかという、これもいわゆるさっきの節水型との裏腹な話ですが、安定してその閉め切った堰からは水が取りやすくなったわけですが、本当にその川の水が上流から流れてくるのかという問題を考えれば、それについては、これも前回ご紹介した、筑後川の場合はまだまだ、夏場とか、水の確保というものについてあくせくしている、2年に1回ぐらい渇水が起こっているという現実もあるということでもあります。

それから、一番下は渡し船ということで、筑後川に幾つもの渡し船があって、今は当たり前のように橋が多数かかっておりますが、何年か前の下田の渡しとかいうのが最後だったと聞いたことがあるんですけども、そういう意味で、利便性、安全性というんでしょうか、移動のしやすさというんでしょうか、昔は川が地域を分断していたというか、筑後川ぐらいの大きな何百mも川幅がある川は通常簡単に渡れないというか、そこは渡し船で渡るような形だったわけですが、これもすべて橋に取ってかわった。昔は、渡し船に乗った生徒さん方が遭難したというところがたしかみやき町のあたりにあったと思うんで

すけれども、遭難の碑というのが今でも建っております。そういうような歴史なんかもあって、そういった面では利便性は高くなったわけですが、これまた渡し船という、先ほどの舟運とか、いかだ流しとかという話とも関連するんですけれども、やはり昔をしのぶみたいなの、そんなふうな部分の話もありますし、筑後川の下流部に昇開橋というのがありますけれども、あの昇開橋なんかも、まさにそこを船が通るから、鉄道の橋をかけるときに邪魔になるので上げおろしできるようにしたということは、まあ言えば、船が先だ、鉄道は後だと。今はさらに鉄道も廃れて、あの鉄道は廃止され、逆に文化財みたいな位置づけになったということで、今はほとんど道路の橋だということだと思いますが、本当に輸送の手段の移り変わりをあらわした状況が筑後川で見られるのかなというふうに思います。

それから、次の2ページの方ですが、もう一枚、その続きです。一番上に遊びと書いていますが、先ほどは、まさに水と人が触れ合って、いろんな延長線上に遊びというのが昔から多分あったんだと思うんですけれども、もう少し今風に考えると、例えば船遊びだなんていって、さっきの舟運なんていうのは、まさにそれは生活の必要上、渡し船にしても、物を運ぶのにしても、いかだ流しにしてもあったんだと思うんですが、今は逆にそれを、例えば舟運を、遊覧船みたいなものがこのあたりまで運航できないとか、あるいはこの辺でも今、水上バイクというんでしょうか、非常に休みの日を中心に、こういう安定した水面が広がっていて、それから砂利とりで深いですから、この辺は船とかこういうバイクなんかに向いているわけです。そういう川の特性を生かしてもうちょっと何かできないかという話が出出てきております。やはりそういう水辺への回帰というか、この水面の空間を今の時代に合った形で利用するというふうな流れも出てきているということでもあります。

それから、子供の遊びということもありますが、川は危ないから近づくなというんでしょうか、何年前かに、川に学ぶとかという話で、もう少し川のことを思い出すというか、積極的に、安全に楽しく、やはり川との触れ合いというのをもう少し復活させようというふうな流れが出てまいっております。今、リバーズスクールとか、この筑後川なんかでも始めつつあるんですけれども、そのままにしておいたら危ないから近づくなという話なんですけれども、やはり川の楽しみとかおもしろさ、これを安全に触れ合うということを前提にして積極的にやりましょうと、そういうことを今全国的に進めております。まさに川は自然そのものというか、人と川とのかかわりの中で形成されてきた歴史の産物でもありますし、またその中には特有の自然というんでしょうか、動植物とか、水の流れとか、そういったようなものがあるわけです。そういうようなものがまさにトータルで体感できるのがこの川での自然体験ということでしょうということで、学校の総合学習なんかに取り入れていただいたりとか、あるいはローカルなリバーズスクールという形で心ある方々が参加されて指導者になって、それをまただれかに教えていこう、それでこういう川の遊びのす

そ野を広げていこうと、そういう動きも今市民団体なんかで広がっているという状況もございます。学校教育あるいは社会教育、いろんな面で川というものをフィールドにした動きが広がっているということです。

それから、悩みと書いてあるのは、これは課題というんでしょうか、問題点というんでしょうか、前回もお話しした水害への対応とか水不足、これはこの前も申し上げたものでございます。我々が縁の下の方で、主として行政サービスの中でやらせていただいている部分が多いわけですが、水害という意味では、起こらないと災害というのはわからないものですから、起こっていないから安全だと言われると、そうではないという部分の備えですね、これもハード面だけでは無理で、ソフト面も兼ね備えた形でやらなければならないというのがあります。

それから、水の利用についても同じで、今年のように空梅雨だったりとか、そういうことが起こりますと、非常に話題になったり指摘されたりするわけですが、これもいざというときの備えということで、常に安定的な水資源の確保あるいは有効利用、こういったようなものは欠かせないと。そういったものに対する準備をやはり着実に進めていくということが課題であろうと思います。

それから、寄生虫病と書いてありますのは、これもこの前出たかもしれませんが、例の日本住血吸虫の関係とかでこれまで水辺を固めてきたという歴史があります。今、安全宣言なんかが出て、それほどこれがネックになって利用できないとかしないとか、そういうふうな流れではございませんが、これもいつ何どき問題になるかもわからない。全く100%安全というのは、さっきの治水とか利水と同じことで、そういうことはやはり忘れてはいけませんよという面がございます。

それから、最後の項目のところは心、これはそれぞれ流域の住民の方々の意識というんでしょうか、そういうふうなところに川とか水へのおそれとか、水が生活になくってはならない反面、一たび台風とか大雨で川が荒れ狂うとか氾濫するとかという話があるものですから、昔から、川とか水を大切にするとか、それに目を向けて畏敬の念を持つというふうな流れがあります。筑後川の沿川なんかにも幾つかそういったものに関する、神様とか、いろんなもの、堤防のところにもお地藏さんみたいなものがあったりとか、それぞれ地域、地域でローカルに、そういうふうな風習というんでしょうか、信仰というんでしょうか、そんなものがあるということで、これは、川と人とのかかわりという面では、今の近代社会というんでしょうか、近代文化というんでしょうか、そういうようなものである程度忘れ去られたり捨て去られた部分もありますが、やはりすべて自然を制御することができない、あるいはそういったような環境面とか心の面とかをトータルで考えたときに、やはりそういう信仰とか文化みたいなものを見直すとか大切にしていこうというふうなことが

あろうかと思います。

それから、お祭りとか催しとかというのもそうです。川の中とか、水辺とか、河川敷とか、そういったものを使ったいろんな行事みたいなものがあれば、別に川に接していなくても、流域の中で水とか自然とか、そういうふうなものとのですね、農業関係の収穫とか漁業関係もあるかもしれませんが、いろんなものを通じて、人と水とか川とのかかわりというふうなものがあらわれているというのがございます。

それから、一番最後のところの川による境界意識というのは、先ほどの橋のところでも出てきたんですが、地域が分断されていたという事実があるわけですが、そういうふうなものも今は本当に境目がなくなってきたというんでしょうか、まだまだ橋がかかっているところで交通が渋滞するとか、実際に地域が分断されているというふうなところはよく見るとあるかもしれませんが、大きな目で見れば、今は地域の一体化というんでしょうか、交流とか連携が進んで、非常に広い部分での動きになってきたということかと思えます。

そういうことを全体を通して見ると、先ほど申しましたように、安全性とか快適性を追求して、ある意味で豊かな生活というのか、あるいは豊かなような生活というのかよくわかりませんが、そういうふうなところが変わってきたわけですが、その反面、忘れたというか置いてけぼりになったというんでしょうか、川とのかかわりとか川への意識というんでしょうか、それが薄れたり忘れられたりしている。そのツケが回って、例えば先ほどの水質の問題とか、環境の問題とか、ごみの問題とか、あるいはそういうソフト面なんかを置き去りにした、安全だと思っていたんだけど、また洪水が起こった、これはどういうことだという話とかも含めて、あるのではなからうかと。川に目を向けていただく、川を大切にする、あるいは川に対する目配り、意識、そういったようなものを流域全体でつけていくというのが、この河川整備計画で1万人会議をやらせていただいているのも、そういうものを底上げしようというふうな取り組みの一つかと考えております。

これからの議論をするに当たりまして、整備計画の基本理念に相当する部分に入る前に、この整備計画といいますのは、河川法という法律、河川を管理するための法律に基づいてつくる計画なんですけれども、20年か30年後が目標だというふうにされております。20年から30年後の社会というのはどうなっているんだろうという議論はし出すと切りがないんですが、正直言ってよくわかりません。世の中でいろいろ語られていて、今はちょうど21世紀に入ってしばらくと。前は21世紀はどうなるかということがえらく語られたんですが、まだ22世紀を語るには早過ぎるし、22世紀なんていうのは自分たちが生きている間の話でもないものですから、20年後、30年後の社会はどうなっているということを体系的に整理したようなものはないように思います。今ちょうど新しい全国総合開発計画というか、今

は開発計画と言うと怒られますが、国土形成計画だったですかね、そういう議論も始まっているやに聞いております。同じ国土交通省の中でやっているわけですが、社会の動向を、例えば人口という指標、これで決してすべてをはかれるとは思っておりませんが、人口問題研究所という厚生労働省の関係のところがあるいろいろな予測を出しています。

これを見ますと、久留米市の人口というのは、これは旧久留米市ですが、そこにありますように、これは2000年から2030年、だから30年後ぐらいということですがけれども、23万6,000人ぐらいが22万7,000人ということで、減りますという予測が出ております。その中でも年齢構成を見ると、老年人口と言われる65歳以上はやはり1.5倍ぐらいのシェアにふえるということです。生産年齢人口は、これはご承知のように減る、年少の人口も減る、そんな図式が出ております。

それから、上流の日田市を見ましても同様に、これも旧日田市だと思いますが、6万人ちょっとが5万人弱に減りますと。それから、最下流の方の大川市の方は4万人強が3万人強に減りますというようなデータがあらわれておまして、老年人口の割合なんかも同じく1.5倍ぐらいにシェアがふえるというふうな数字がそろっています。これを見ても、やはり人口減というか、今までいろんな自治体が長期計画とか総合計画を立てるときに、大体右肩上がりの計画、あるいは最近では横ばいとかという話だったんですが、いよいよ減だというふうな話。多分、筑後川の流域は地方都市群あるいは田園地帯が多うございますので、総じてこの減少というふうな傾向については、このサンプルを見ただけですべてが語れるのではないかと。あるいは、もっと山間部とかへ行けば、もう少し厳しい状況もあらわれているのかもしれない。

それに対して福岡市という、これは前回、前々回でもお話がありました、筑後川の流域から水を持っていっているといえますか、水源として筑後川に依存しているようなところになるわけですがけれども、そこは、同じこの統計資料を見ると、ふえるという予測をされております。134万人とかいうのが153万人強にふえますというふうな予測になっておまして、数字だけ見ますと、1割強ぐらいふえるような数字です。老年人口がふえたりするとかいう傾向は同じかと思えますけれども、そういうことで、大都市圏への人口の集中というふうなものが続くというんでしょうか、そんな傾向があらわれております。

ちなみに、このときの日本の人口は、日本全体も減るという予測をしておまして、2000年の1億2,600万人ぐらいが2030年は1億1,700万人ということですから、日本全体で1,000万人弱ぐらい減る。7～8%減ぐらいの、そんな全体での予測をしているというもののうちの当該流域というんでしょうか、関係のところを取り出した数字でございます。

この人口減、高齢化みたいなものから何が読み取れるんだろうということなんですけれども、そこに幾つか書き出してみました。河川整備計画ですので、川とか流域とのかかわ

りという意味において見ますと、これは、昨年とか今年の災害なんかでも、高齢者への対策とか、あるいは災害弱者への対応、こういうようなものが水害とか土砂災害とかという意味でも非常にクローズアップされたというのがあります。

それから、これも前回だったか前々回だったか、水防団とかの担い手が減っているとか高齢化している、あるいは私どもが管理しています水門とかポンプ場なんかの操作人が高齢化しているとか、いろいろ、守るべき人とか、あるいは担い手を守るといいうんでしょうか、そういう方々が総じて高齢化するという現実があります。年をとっても元気な人がふえているという話も、片や健康管理とか医療が進んでという部分も本当は予測の中にあるのかもしれませんが、安全、安心という部分についてはやはり大きな柱として外せないだろうと。

それから、「やすらぎ・癒し」と書きましたのは、これは、先ほど来申し上げているような、そういう都市型の消費社会、あるいはその社会でのいろんな、今いろんな出来事が社会的にもあるわけですが、そういう中での心のよりどころといいうんでしょうか、安らぎ、いやしといいうんでしょうか、そういうふうな部分での川という自然とかオープンスペースとか、あるいは触れ合いみたいなものがカバーできる部分といいうのがありはしないだろうかというふうなことが考えられます。

それから、子育てといいうのが書いていますけれども、今、社会全体で少子化といいうことで、子供を健全に育てやすい環境をつくらなければならないというふうな課題があるわけですが、それ自体は非常にふろしきの広い話かもしれないんですけども、その中にトータルとしての地域の環境とか、あるいは地域のそういう自然環境、社会環境、全体ですね、そんなところでの環境づくりの一つの部分として、こういう川とか水との触れ合いとか、空間とか、快適性とか、そんなものがあるのではなかろうかと。

それから、そのほか幾つか書かせていただいたんですけども、例えば先ほど申し上げた安全性と、もう一つ、利便性といいう意味では、そういう水の利用の面とか、いろんな、やはりこれまでの水準を落とすことはできないでしょうから、より一層こういったような社会の動きに対応したサービスみたいなものを確保していくというふうな面とかですね。

それから、過密、過疎みたいな話になってきますと、この委員会でもいろいろご議論いただいている山の森の問題とか森林とか、流域全体での管理といいうんでしょうか、国土の保全といいうんでしょうか、国土の管理といいうんでしょうか、そういうふうな面とのかかわりですね、そういうふうなところでも川の中だけにとどまらない影響が出てくるのではなかろうかと、幾つかそういうふうな点がかかわりとしてあるのかなといいうふうにご考慮しておるところであります。

次に、これから基本理念を柱立てするに当たって、これまでどんな意見が出たんだろう

ということを改めて整理させていただきました。これは非常に大ざっぱな項目にさせていただいていますので、必ずしも細かい部分も含めてすべてを網羅しているとは限らないんですけれども、ざっとこんなところで整理できるのかなど。これは、前々回、1万人会議でこんなご意見をいただきましたというようなことを、アンケート調査の結果とか、あるいは生の声をリストアップしたパンフレットとかをお配りしました。その中からピックアップをさせていただいています。それから、流域委員会は今回で4回目ということですが、議論に入った前回、前々回ぐらいでいただいている意見、いわゆる現況と課題までの間で、こんな川じゃないかというふうな意見をいただいたような部分をまた幾つか取り出してきたものが右側でございます。それで、真ん中が、我々河川管理者の立場として、前回、現況と課題で何項目か、これが課題と考えていますと。これは、治水面とか利水面とか環境面、利用面、さらに維持管理の面ということで順次前回ご説明を差し上げたと思うんですけれども、そのときに示した項目そのままでございます。それらをちょっと対照してみたということです。

それらを対照してみましてどんな項目が出るかなということで、まず結論から言いますと、大きな柱として五つぐらいじゃないのかなど。昔から治水、利水、環境なんていって、川の管理というか、河川法改正のときもあったわけですが、筑後川としてどういう味を出せばいいんだろうと我々も悩みつつ、さりとてそんな新しいものが天から降ってくるわけではありませんので、「安らぎと感動の筑後川」というふうに、一言で言えばそういうことじゃないかというふうに書かせていただきました。

それを構成するものとして大きく五つぐらいの柱があるのかなというふうに我々なりに整理したのがこの図でありまして、一番上の黄色の部分が「守ろう！流域の暮らし」ということで、これは災害への対応ということで、これは前回の冒頭説明差し上げました洪水とか高潮とか、場合によっては地震なんかもあるかもしれませんが、そういう災害への対応というのが安心、安全のベースでしょうということで、これを一番に、人命、財産というんでしょうか、あるいは心の安心も含めてそこをカバーするのがこの黄色の部分です。

それから、その右下のところ「創ろう！川の恵みで豊かな社会」ということで、これは、最初に説明したところでも水の利用の話がありましたが、この問題も、やはり縁の下の力持ち的ではあるんですけれども、外すことができないということで、「川の恵みを分かち合い豊かな水の社会を目指します」と書いているんですけれども、河川の水そのものの利用というものをこれまで以上に安定的に、安全な安心な水、それが環境も作り出しておりますので、そういう水の利用の面での安心、安全みたいなものですね、それがこの2番目というふうに考えております。

それから、その下の3番目が「大切に！筑後川らしい自然環境」ということで、川の川

らしさというのは、もともと自然ということで、川が乱流していた時代に始まって、この平野が形成され、堤防をつくって川を閉じ込めて今の安全な地域というのを生み出して、さりどて川は好むと好まざるとにかかわらず水が流れ、それが多かったり少なかったりするということです、それが形づくった自然環境ですね、これは川によって個性があります。あるいは、地域によって、季節によっていろんな個性があらわれますので、そういったようなものを生かしていく川でなければならぬということで、自然環境というようなものを出させていただきました。

その左側が4番目で、「感じよう！川の楽しみ、川のよろこび」と書いておりますが、先ほど、人と川の触れ合いの話で、利便性、安全性の中で川との触れ合いが希薄になり、逆にそれが川にマイナス面を与えてきたというお話を差し上げたんですが、まさにそこをカバーしようというのがこの4番目。それからもう一つ、5番目もそうだと思いますが、その中のまず4番目の方は、川との触れ合いみたいなのを拡大して、川に目を向け、川を大切にし、川をよくしていくというふうな、そういうことをやろうということでして、これは水質の話もあれば、河川の空間の利用とか、先ほど申し上げました、昔の川に戻って何か大切にしなければならぬような部分とか、そんなものをカバーするところが、この「感じよう！川の楽しみ、川のよろこび」と出させていただいたものでして、これによって地域の生活を豊かにするとか、先ほどのいろんな環境面で果たしている役割、あるいは心の面で果たしている役割が相当程度この大きな川はございますので、そういうものを取り戻し、さらに伸ばしていこうということです。

それから、5番目の「築こう！筑後川コミュニティー」というのがありますが、これは前の四つと全部絡み合っていると思うんですけれども、「人と筑後川との絆から豊かな地域を創造します」ということで、コミュニティーづくりというんでしょうか、川に目を向けるという意味でもそうですし、先ほどのいろんなごみの問題とか、川の水質をよくする、それもきめの細かい対応でよくしていくというようなことを流域ぐるみでやっていくとか地域ぐるみでやっていく、そんな話が多数あります。防災の面でもソフト対策というのは、やはり住民の方々の意識の高揚なくして安全にはなりません。万全の施設を整備するという事は不可能でありますので、そういう意味でもこのコミュニティーでの対応というのが、安全、安心の面でも、利便性、快適性の面でも不可欠だということで、これは非常に横切りのテーマでありますけれども、「築こう！筑後川コミュニティー」というようなものを旗揚げさせていただいたということです。

こういう大ざっぱな五つの柱があろうという整理を改めて先ほどの出たご意見と対照させたのが、以下の五つのペーパーでございます。6ページ目のところが、その中の1番目の「災害に強い基盤づくりと地域防災力の向上を目指します」という、「守ろう！流域の

くらし」に相当する部分ですね、これを見ますと、これは先ほどお見せした三者の意見の表と全く同じものに色をつけただけなんですけれども、たまたま黄色に塗らせていただいたので黄色く塗っただけですが、1万人会議なり、流域委員会なり、それから川をあずかる我々河川管理者なりの認識というか意見の中で、この黄色のところに対応する部分が「守ろう！流域のくらし」ではないでしょうかということ、先ほど来申し上げているような洪水への対応とか、安心、安全の確保とか、ソフト面も含めた防災とか、そんなものがこの中で語られておるのではなかろうかというふうに考えております。

それから、次のページ、7ページのところが、2項目めでありました「創ろう！川の恵みで豊かな社会」という部分のものでありまして、これは水色にさせていただきましたので、同じ表の関係する部分を水色に塗っただけです。どうしても水の話は、前々回も申し上げたんですが、縁の下の力持ちで、水は確保されていて当たり前みたいな議論がありまして、余り意見が出ていないので色塗りが少ないというのはおわかりだと思います。ただ、この委員会のメンバーの皆さんはそれぞれ各界の有識者でおられるので、当然ベースの部分で大事だということをご認識いただいているということで多く意見が出たと。この色塗りの数を見ても、何かそういうようなものがあらわれているなという感じを持ったんですけれども、これは、前回お話しした水の利用の面では、夏場を中心にしてまだまだ水の確保が河川管理者として十分できていないという話とか、あるいは、水を確保したとして、流域の中で適正に利用されるような、そういうシステムづくりも要りますよというふうなあたりの話とか、さらに、先ほど福岡市の人口がふえるという話もあったんですけれども、流域外も含めてどう共存共栄していくのかとか、山とか森の管理の問題もこういうふだんの水利用の話ともかかわりが少なからずあるだろうということで色を塗らせていただいております。

それから、次のページの8ページのところは、3番目の「大切に！筑後川らしい自然環境」というところがございますけれども、これは自然環境という切り口にしています。赤で塗ったところなんですけれども、筑後川の場合は本当にいろいろ人の手が入っておるものですから、地域によって、上流、中流、下流で全然条件が違うわけでありまして、細かい話を始めると切りがないんですが、総じてやはり環境面をちゃんと考えるというんでしょうか、これまで以上に重視して河川を管理していかなければならないと。先ほどの安全、安心の面とか水の利用の面とも調和のとれた形で環境を大切に、よくしていくというふうな努力は怠らないということがあらわれていると思いますし、広く河口の有明海とのかかわりとか、これも山の問題とか、土砂の問題とかも含めて取り組みが必要だということが出ております。

それで、四つ目が「感じよう！川の楽しみ、川のよろこび」の項目です。人と川との触

れ合いみたいな、いわゆる忘れられた、失われたものの復活で川をよくしようという意味合いのことですが、住民の方々が一番意識されているのはこの部分というか、ふだんの川をよくしましょう、川の365日という部分だと思うんですけども、これは、子供たちの遊ぶ環境みたいな話とか、川でふだんからいろんな触れ合いがあるということをも1万人会議でもいただいています。それを踏まえて我々も、触れ合えるような空間づくりですね、これまで以上に川の利用とか水辺の利用を促進するような、あるいはにぎわいとかいやしの役割を果たせるような、そういうふうな川にしていくということが求められているということがわかります。流域委員会でも同様の意見をいただいております。

最後に、5番目のところが「築こう！筑後川コミュニティ」という項目です。これは、いろんな取り組みの中で、流域の方々と連携して協働でいろいろ取り組んで、できることからやっていくというんでしょうか、余り無理せず、背伸びしない中でポテンシャルを高めていって、流域でのそういういろんな意味での力を発揮するみたいな話だと思うんですけども、ごみの問題にしても、水質の問題にしても、山の問題にしましても、あるいは川と人との触れ合いとか、そういうふうなもの全般にこういうコミュニティ的な問題だと思います。河川の管理も従来縁の下で力持ちで、我々河川管理者ということで国とか県がおあずかりしてやっているわけですが、それだけではきめの細かい管理、あるいはさらに川の付加価値を高めていく、川の特徴を出すという意味においては限界があるということは見えておりますので、そういう意味では、連携、協働で1足す1を3にしていくという流れは間違いなくあるだろうというふうに考えております。当委員会でも、この辺についてもいろいろとご意見をいただいた部分があるのではないかとこのように考えておるところです。

ざっとこんな五つの柱を立ててはいかがかなというのが私どもの考えです。抽象論ばかりやってもしょうがないので、次回以降、河川整備計画の原案みたいな議論に入らせていただくとすれば、この5項目に何がぶら下がるのかということをあえて書かせていただいて、具体的なイメージがわくようにさせていただいたのが最後の11ページでございます。

これは今の説明とかなり重なりますので、簡単に申し上げますと、「守ろう！流域のくらし」というところは、安心、安全、危機管理という部分。防災というんでしょうか、洪水、高潮等への対応とか、これまで河川の管理の基盤の部分としてやってきたところ。それも、ハード面にとどまらず、ソフト面も含めた、あるいは助け合いみたいな話も含めた取り組みが必要だろうと。

それから、2番目の「創ろう！川の恵みで豊かな社会」の部分につきましては、これも前回お話しした課題に対応しているわけですが、慢性的な渇水への対応とか、あるいは、

水量、いわゆる川の水の量には限りがあるわけですので、それと水利用の調和、あるいはそういったものをちゃんと大切にみんなで分け合って使う仕組みづくり、こういうようなものが課題でしょうということです。

それから、3番目の「大切に！筑後川らしい自然環境」のところでは、これは、それぞれのローカルには、地域ごとの調査検討の中で実現されていくわけですが、動植物の生息・生育環境の保全といいますか、やはり川が命の源ということで、それを保全、再生していくというふうな取り組み。あるいは、流域全体での山から海までを見た、これは水とか土砂とか、いろんな物質の循環みたいなものですね、そういうような視点での取り組み。それから、有明海の話も出ましたけれども、下流部の汽水域というふうな、特にこの筑後川の場合は非常に汽水域が広いということがございます。そういうような特徴を生かした取り組み。それから、川のダイナミズムということで、これは、川の水の量が多かったり少なかったりとか、四季の変化で自然環境が変わったりとか、都会の部分は公園とかグラウンドとかゴルフ場になっていまして、非常に単調なというか、画一的な利用になってしまっている部分もあるんですが、そんなふうなものを今後どうしていくかというようなことも含めた考え方が必要かと思われまます。

それから、「感じよう！川の楽しみ、川のよろこび」という4番目の部分は、これも先ほど申しました自然体験とか環境学習、川ガキ復活というんでしょうか、何かそういうようなものを、一定の安全を確保しながら、川に思いっきり触れ合っていただきたい。それから、いやし、安らぎみたいな、川の存在意義みたいなものですね、広々とした空間とか、水の流れとか、そんなものを生かしていくということとか、それから、地域のまちというんでしょうか、川の中だけ見るんじゃなくて、沿川とか、あるいはいろんな地域とのかかわりみたいなものを広く見て川を位置づけてどう取り組むかというふうなあたりですね、そんなあたりがこの4番目の「感じよう！川の楽しみ、川のよろこび」であります。

最後、5番目の「築こう！筑後川コミュニティ」というのは、そこにもありますが、川を介した地域のコミュニティということで、これは、先ほどのいろんな自然体験とか環境学習とか、あるいは自然環境の保全みたいな部分もあります。それから、ごみの問題、水質の問題、川の草刈りとか、いろいろ、防災の話もあります。それから、我々行政の管理している河川ではありますが、住民の方との連携の中でよりいい川にしていくというための取り組み。それから、流域ぐるみの取り組みということで、先ほどの自然環境の面でもそうですし、水の利用でもそうですが、上流、下流、右岸、左岸とか、流域全体、さらには流域外で筑後川の水の恩恵を賜っているようなところ、そういうところも含めた取り組みが要るだろうと。それから、流域の中で、人と川とのかかわりの中で水文化というのが形成されておったわけですが、そんなものをやはり継承して、川をよくしていくため

に生かせるようなものは生かしていくとか、あるいは新たな取り組み方、新たな川の使い方とか触れ合い方というんでしょうか、そんなものもあるだろうというようなことで、これはまだ抽象的な部分もあるわけですが、そういうふうな筑後川コミュニティーづくり、これを5番目の柱として掲げさせていただいたということです。

こういうような各項目が整備計画の案の大項目というんでしょうか、それぞれこの下に、河川管理者としてやることとか、流域の住民の方々と取り組むこととか、あるいは各関係機関で連携してやっていくこととか、いろんなものが、実現に向けた役割分担というんでしょうか、連携と協働みたいな仕組みの中で実現していくのかなと、そんなふうなことを考えながら整理をさせていただきました。

(プロジェクター終わり)

以上、河川整備計画の理念というところまでの説明とさせていただきます。以上でございます。

○楠田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまちょうだいしましたご説明をもとにしまして、この整備計画を文章化します前の基本理念についていろいろとご討議をいただければと思います。世の中では、地球規模の問題ですと、温暖化防止とか、生物多様性を守るとか、持続性の高い社会をつくるとか、大きな課題がありますが、それをローカルに落としてきて、もう少し時間軸を縮めた中での目標像の設定ということになるかと思えます。

それでは、今ご説明をいただきました件につきまして二つに分けさせていただいて、先に質問をちょうだいしたいと思えます。その後、さらに追加すべきアイデアをちょうだいしたいと思えます。まず、ご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。

○島谷委員 二つ教えてください。

一つは、理念というのがちょっと意味がよくわからないんですが、この河川整備計画の中でこの基本理念というのがどういうふうに位置づけられるのかという話と、この整備計画を立てようとしているのは、流域という言葉がよく出てくるんですけども、そのコミュニティーとかも、どの範囲かというのを、そしてどの川についてのことかというのを、この間もちょっとお聞きしたと思うんですけども、一度図面で教えていただければと思うんですが、支川はどの川とか、ちょっとその辺がまだよくわからないんですけども、県管理の川も入るのかとか、その辺も含めて2点教えていただければと思います。

○井山所長 理念の位置づけというお話ですけども、実際に河川整備計画自体は、これは島谷先生もご存じのように、河川法に基づいて一定の目次の中で今後30年の河川整備の中身を論じていくというものであります。そういうことではあるんですけども、まずその30年後の河川整備を考えるに当たって、我々は基本的にこんな考え方で取り組んでいき

ますということで、それをやはり大まかにお示しする必要があるだろうと。基本的取り組み方向というか、基本理念というか、いわゆる整備計画というものは法定計画で、いろいろつらつら書かれるわけですから、そこを流れるベースとなる部分ですね、その考え方をやはりここでお示しいただいて、それで個々の施策に入っていくというかつなげていく、そういう流れが必要だということで、あえてこの基本理念というものを outsourcing させていただきました。

ですから、実際にこの具体のそれぞれの中身というんでしょうか、これが本文の中にある程度整理されて出る部分もあるでしょうし、考え方がちりばめられて反映して出る部分もありますし、それから今のどの川まで入るんですかというお話とかかわるんですけども、いわゆる狭い意味で法律に基づいて河川管理と論ずる部分を超えたような流域ぐるみの取り組みとか、こういうようなものは、河川法なり河川管理を狭くとらえれば、なかなかぶら下がらない部分もあるんですが、あえてそういうところも視野に入れて検討を始めるということが必要かというふうに我々考えましたので、改めてこういう基本理念というふうな整理をした上で原案づくりに入っていく、そういう手順を踏ませていただいたということです。

それから、流域なり河川の範囲ということですが、この流域委員会の規約にもあるんですが、今回我々が筑後川水系河川整備計画と称しておりますのは、(直轄管理区間)というふうに書いております。これは確かに、水の循環とか、物質の循環とか、流域とか、そういう概念からしますと、国で管理しておろうが、県で管理しておろうが、そこを連続して水が流れていたり、河川が利用されていたりということではありますが、今回それぞれの県ともこういった検討のタイミングとかが合っていない部分がありますので、まずはこの直轄の管理区間、幹となる部分というんでしょうか、下流の受け皿になる部分というんでしょうか、社会的にも影響が大きいところだと思いますが、こういう国で管理している直轄管理区間の部分について河川整備計画を立てさせていただこうと。今後の20年、30年の将来像ですということでありまして、当然それを論ずるに当たっては、上流部とか、接続する部分とか、関連してとらえていかなければならない部分もありますが、最後のアウトプットで30年後どうするという点については、我が方で管理しているこの区間について直接論ずるということになろうかと思えます。

それから、流域の範囲も、例えば利水という面で福岡の都市圏に筑後川の水が行っているという現実があります。ただ、これは、水道とか、水道事業者の方での水供給計画、各市町村とか、そういうもの。これは、ご承知のように、そのバックに筑後川水系の水資源開発基本計画という、いわゆるフルプランと称するものがございます。これはちょうどこの4月に全面的に改定がされまして、新しい水供給計画、これはたしか平成27年为目标だ

ったと思いますので、これから10年後ぐらいまでの計画ではありますが、一応それで新たな水資源の開発とか、一部既存の施設なんかを活用するというようなことも論じられていますけれども、基本的に将来を見越したいろんな水の利用計画ですね、そちらの部分についてはそちらで一定の整理がされておりますので、重なる部分も一部あるかもしれませんが、我々としては、基本的に水系の直轄区間での計画づくりということを最終的な目標として掲げて作業を進めていく、原案をつくっていくということになろうかと思います。

○楠田委員長 よろしゅうございますか。

○島谷委員 ちょっとわからないので具体的に聞いているんですけども、この図面上で言うと、どこが直轄区間で、例えば流域で言うと、この地図を見ると、佐賀市が入るとか、太宰府が入るんですけども、そういうところも全部考えられているということかどうかということをお聞きしたいんですが、ここで言う流域というのは非常にあいまいな概念なのか、それともこの地図で言うと佐賀市とか、福岡で言うと筑紫野市、太宰府市も入っていますよね、そういうところまで念頭に置いて地域のコミュニティーとかを考えられるのか。いろいろそういうコミュニティーとかの問題も出てきますよね。

それから、この地図では直轄区域はよくわからないんですが、ダムの上流端で言うと、例えば下笠ダムで言うと、そのダムの上流の赤い印がついているところまでが直轄ということなのか、その辺を。例えば寺内ダムだと、寺内ダムの上流まで赤いのがついているけれども、小石原川ダムの上もついていますけれども、そういうところまでなのかというのを、申しわけないんですが、簡単にご説明いただけますでしょうか。

○井山所長 今この流域図を開いていただいておりますが、そこの凡例を見ていただきますと、また非常に役所チックに書いていてごめんなさい。右の上に、今、島谷先生がおっしゃった矢印の凡例が出ています。指定区間外境界なんて書いていまして、本当にこれまた役所の言葉でさっぱりわからないと思うんですが、この矢印の区間ですね、これで囲まれたところが、先ほど流域委員会の規約の括弧書きにありました直轄管理区間と言われるものです。これは専門用語でまことに恐縮ですが、指定区間外と言っているのが、イコール直轄管理区間のことであります。これは、河川法の中に指定区間という言葉があって、県で管理していただく区間のことを指定区間と言っているんですね、一級河川で。それで、そのような「外」というのはどういうことかということ、裏返しで、本来国で管理するのが一級河川ですので、この中で指定したところを県にお願いしているという裏返しからしますと、この指定区間外という言葉が直轄管理区間、国でみずから管理する区間のことだということでもあります。ですので、今回は、今ご指摘のありましたこの矢印で囲まれたところですね、この区間が直接の計画策定の対象になるということでもあります。

それから、コミュニティー云々というお話は、これは確かに、筑後川のような大きな川

ですと、川に接していないような市町村ですね、それを言い出すと、別にこの水が集まってきている流域であろうがなかろうが、筑後川に遊びに来る人はいるかもしれないとか、先ほどの水の利用で恩恵を受けているかもしれないという議論はあります。ですので、我々もこれから計画を策定していくときには、1万人会議でも、直接川に接している市町村を中心に回らせていただいたということは事実です。ただ、これから正式に河川法の手続で意見聴取をするときには、広く皆さんには意見をいただきたいというふうに思っております。例えば、わかりやすいパンフレットなんかをつくって不特定多数の方にお配りするか、インターネットのホームページで見られるようにして、いわゆる川に接していなくても筑後川の動きがわかるような、そういう取り組みを積極的に進めて広く皆さんの意見を聞いていくというふうなプロセスはとりたいと思っています。ただ、直轄管理区間の整備の中身をという部分が中心ですので、直接的に意見聴取の場を持ったりするような対話型の会議を持たせていただくのは沿川の市町村が中心になると、そういうふうなことで今のところ考えています。

○楠田委員長 ありがとうございます。島谷先生、よろしいでしょうか。

○島谷委員 はい。ありがとうございます。

○楠田委員長 ほかにご質問ございますでしょうか。

○合原委員 そうしたら、矢部川と筑後川と一緒に考えるんですか。この地図を見ると、矢部川流域というのがありますよね。これと筑後川は、川は別なんですけど、一緒に書いてあるんですけど、一緒に考えるんですか、流域として。

○井山所長 これも非常にわかりにくくて申しわけありません。これもまた役所流でこの管内図をつくっておりますので、うちで仕事をしている川とか海岸がこの図に出ております。今回は筑後川水系と言っておりますので、その水系に属する川というのは先ほど申し上げた直轄管理区間でありまして、その下側の、青く縁取りをして、流域の境目があると思うんですけども、その南隣が矢部川の流域です。これも役所の世界の話で言わせていただきますと、矢部川は矢部川水系という別の水系であります。一級水系は全国で109ありますが、同じ私どもの事務所でこの矢部川はおあずかりしていますが、矢部川についてはまた別途計画の策定をやっていく、水系単位でこういったものは策定していくということですので、今回、矢部川は直接対象にしません。ただ、矢部川流域の方も筑後川の水の恩恵を受けておられたり、筑後川を利用されたりという事実はありますので、地域的には重なっているところは相当程度あるかと思えます。

○楠田委員長 合原さん、よろしゅうございますか。

○合原委員 はい。

○楠田委員長 ほかにご質問がございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いいたします。

す。

ないようでございますが、もしございましたら、後ほどでも結構ですから、お願いをいたします。

それでは、この河川整備計画をつくります一番の基本になりますところの理念につきまして、いろいろご意見あるいはアイデア、あるいはこういうことが抜け落ちているというところをご意見賜りたいと思います。まずは、一番最後のページのところの、この五つの楕円で囲まれました構造図のところからスタートさせていただきたいと思います。この枠組みにつきまして何かご意見ございますでしょうか。

○黒田委員 この枠組みにつきましては、大変思慮深くつくってあるのではないかと私は説明を聞きながら感じました。特に「守ろう！流域のくらし」というのは、筑後川の治水ということで、住民の安全性を保つということで一番大切なことでございますし、「創ろう！川の恵みで豊かな社会」ということは、利水という観点から見たときに、川の恩恵をいかに受けていくかということ、また、限りある水資源をうまく利用、調整しながら進めていこうということで、これも非常に大切なことであろうと思います。

それから、現在問題になっておりますいわゆる河川環境、特に水質の問題あるいは河川の中に多くの廃棄物が入ってくるという、これについて河川の環境をいかに維持、保全していくかということも非常に大切なことであろうと思います。これに関連することですが、昔は河川の水利用というのが人間の生活に非常に密着していたんです。しかし、近ごろは、この河川の水利用と人間の生活というのにちょっと乖離が生じているんじゃないかなというふうに思います。そのような観点から、川と人との交わりをまずここに据えてあるということが非常に大切なことであろうと思います。昔はほとんど農業社会でございましたから、水田に水を引くということは、河川に直接依存して人が生きていたんですけれども、今は農村社会といえども農家率が20%を割っております。非農家が80%というような流域住民の構成になっております。そうしますと、直接川の恩恵を受けているという意識なしに水道の栓をひねって水を使っている人が大多数じゃないかなと思います。筑後川の直接流域の中に住んでいる人でさえそのような感じを持っておると思います。それで、ここでは、人が川に接するように、「川の楽しみ、川のよろこび」ということで書いてございますが、これは人が河川に密着して生きていくということをまず必要とする。これによりまして、人が河川がいかに大切なものかという意識をつくるという意味でも、これが非常に大切なことであろうと思います。それをベースにしまして、さらにそのようなことをしていこうということを地域ぐるみでコミュニティとしてつくっていく。これによりまして、治水、利水、それから環境保全が、人が川に接することによって生じてくる共同体意識、コミュニティというものができることによりまして、ここに挙げてある治水、利水、河

川環境というものにまたフィードバックしていくということで、この五つの設定は非常によく考えられておるんじゃないかというふうに思います。

特に「感じよう！川の楽しみ、川のよろこび」、こういう形でないと、今のところ、もう河川の恩恵を水道の蛇口を通じてしか受けていない人が多いものですから、河川を意識してもらうためにはこのような接し方で行くのが一つの方法かなというふうに思った次第でございます。

○楠田委員長 ありがとうございます。ほかにございましたら。

○駄田井委員 用語ですけれども、左側の「築こう！筑後川コミュニティー」として、その下に「人と筑後川との絆から豊かな地域」としてありますね。それで、右側の方は「豊かな水の社会」としてありますけれども、地域と社会を使い分けておられますが、これはどういう意味からかということが一つ。

それから、どちらかといえばコミュニティーを使った方に「社会」を使って、「川の恵みで豊かな社会」の方に「地域」を使った方がいいような感じがするんです。というのは、下側に「自然環境」というのが来ていますので、社会概念よりも地域概念の方が、地形的な概念の方がいいんじゃないかなろうかと。それで、左側は「感じよう！」ということで来ていますので、上の方には「社会」があった方が、コミュニティーと社会というのでつながりがいいような気がするんですけどね。

○楠田委員長 ありがとうございます。表現上意図していることはこのとおりでよろしかったですか。

○駄田井委員 はい。

○楠田委員長 表現上の用語の使い方のご提案でございました。

どうぞ、黒田先生。

○黒田委員 この地域コミュニティーのあり方もいろいろあると思うんです。釣り仲間で作るのも一つのコミュニティーになりますし、利水者同士で作るいわゆる、私は農業水利が専門でございますので、そちらから話しますが、土地改良区も一つのコミュニティーですし、これはどのような形、縦方向にも横方向にも、上下流方向にも広がるし、いろいろなコミュニティーの作り方というのがあると思いますし、また分類の仕方も非常に多様なものがあるろうと。そういうものでもって筑後川に地域の人たちが、あるいは利益を受けている人たちが関与していく、そして貢献していく、それが非常に大切なことじゃないかというふうに思うんです。

○楠田委員長 ありがとうございます。いろんな利用のされ方にかかわりまして、それぞれのコミュニティーとその河川との関係性ということで、川にいかに関係性をしていくかというお話でございました。

どうぞ、松崎さん、お願いします。

○松崎委員 その基本理念の五つの枠を見ていまして、黄色の「守ろう！」というものはまさに治水の話を書いていると思うんですね。そして、右側の「創ろう！」という薄いブルーのところはまさに利水の話を書いていると思うんです。それで、先ほどの所長さんのお話では、利水の部分はフルプランの方でまとめてありますから、この計画とは別議論とおっしゃったように受けとめたんですが、そういう受けとめでよろしいのでしょうか。そうすると、我々がやろうとするのは、黄色と左側の少し濃いブルーとグリーンの部分とピンクの部分ということになるのかなと思っているんですが、そういう感覚でよろしいのでしょうか。

○井山所長 すみません、誤解を招くような説明だったかもしれませんので、ちょっと補足させていただきますが、先ほど申し上げたのは、福岡の都市圏とか流域外の地域も視野に入れた議論もあるのかという話の中で、いわゆる新しい水資源の確保とか、ダムに依存したような、水道事業者が水がめを確保して水道の供給のために備えるという事業は、それぞれ利水者で行われているわけです。その部分は利水者の世界の水受給の計画があり、その確保手段がありということですので、いわゆる水資源の水受給とか、それに対する確保施設を何年までに何をやりますとか、そういうふうなものはフルプランでカバーされています。片やそこで、我々はこの河川法に基づいて河川の管理の一貫としてやることをこの整備計画ということで定めなければならないということですので、当然のことながら、平常時の河川を流れる水の管理ですね、特にその中でも特定の水源なんかを有しない、いわゆる不特定と言われるような部分とか、流水の正常な機能の維持という、これは河川法なんかには書かれておりますが、実際には、不特定と言っています、昔から川の水を利用されているような水とか、それから、そもそも川は水が流れていて川ですから、川らしくあるための川の水をどうすべきかと。川の器の管理もあれば、その流れる水の管理、それから質の問題、平常時の水とか平常時の水の利用ですね、そういうふうなものを支える部分で河川管理者が果たしている役割が相当程度ありますので、その部分については当然のことながら一つの柱として整備計画で将来像を述べていく、それでもって河川管理の指針にして取り組んでいくということがありますので、例えばダムの中の不特定容量の確保とか、あるいはそういうふうなものを適正に利用していただくための管理の仕組みとか、さらには、それがもとになって、水利権の許認可とか、いろいろそういうことをやらせていただいているわけですが、そういうようなもののバックになるのがこの部分だというふうに考えております。

○楠田委員長 よろしゅうございますでしょうか。既に権利の確定しているところは別なんですが、それ以外に操作ができる部分があるというお話だと思います。

どうぞ、古賀先生、お願いします。

○古賀委員 ブルーのコミュニティーのところはNPOというキーワードが余り前面に出ていないですね。コミュニティーのところで大切なのはNPOだろうと思いますので、それを四角い枠のところちょっと入れてもらった方がいいかなという気がします。

それと、ちょっとこれは半分ジョークですが、「築こう！筑後川コミュニティー」の下に書いてあるやつですね、「豊かな地域を創造します」と。それで、右側は今度「創ろう！」と書いてあって、「社会を目指します」と。ちょっとこれはトライアルですが、「創ろう！」と「築こう！」を入れかえたらどうなりますかね。その方が、今の筑後川の流域とか現状からいって、現状に即しているような気がするんですね。特に利水で「創ろう！」というところの話は何かちょっとうそっぽいだろうという気がしますので、「築こう！」の方が何かいいような気がするんですけど。

○楠田委員長 その枠組みはそのままでもよろしいということなんですが、そのネーミングの基本ワードのところは、現状を踏まえると、入れかえるというか、表現を変える方が実態に近いのではないかというお話でございました。そういう理解でもよろしいですね。

○古賀委員 本当は、思想的には、両者が右、左に分かれているのもちょっとね（笑）。いや、いいです、いいです。

○楠田委員長 そういう表現の問題もありますが、抜けているところで、現在の時点のもので、「築こう！」の上のところでNPOというご提案が今ありました。まさにそのとおりだと思います。そういう意味で、もう少しそれを拡大いたしますと、行政の部分と、個人としての住民の部分と、その間の協働の「協」の部分として一つNPOがあるのかなと。NPOに至らないまでも、住民が連携をとってというところの部分というのが一つあり得るというふうなことではないかと思います。ただ住民と行政との連携だけではなくて、もうちょっと違うベクトルのものが存在する可能性もあるかと思います。

○島谷委員 よろしいですか。

○楠田委員長 はい。

○島谷委員 3点あるんですけども、まずコミュニティーの問題は今いろいろ意見が出ているんですけども、これからはやはり行政とか市民とか、いろんな人がネットワークをつくって、みんなで話し合いをしながら物事を解決するということが非常に重要なので、私も「創ろう！」の方がいいと思うんですけども、そういうニュアンスがもう少し出た方がいいかなというふうに思います。ネットワーク的な、何というんですかね、連携かな、わかりませんが、そういう言葉でしょうかね。

それからもう一つは、今後考えないといけない基本的な理念は、治水と利水と環境を分けないで物を考えるというのが非常に重要だと思うんです。相変わらずこれはばらばらに

出てきているので、中間、真ん中でも何でもいいんですけども、そういう一体的な管理
というか、それが基本理念としてぜひ必要だと思います。もう分けて考えない。だから、
治水をやるときも環境のことを一緒にあわせて考えるし、そういうことがとても必要であ
ろうと。それで、先ほど人口減の話が出てきたんですけども、人口が減ってきて世帯数
が減ってくるような事態になれば、そのあいた土地のどこの土地をあけていくのか。要す
るに、水につかるところをなるべくあけていって、そういう場所の景観とか自然環境を守
っていくというような思想が当然出てきますので、先ほどご説明のあった人口減みたいな
問題がこの基本理念の中のどこにも出てきていないんですが、やはりどこかとリンクする
べきであろうというふうに思います。

それから3点目は、環境の問題として自然環境は出てきているんですが、歴史的、文化
的な環境というのが前面に出てきていない。筑後川流域は吉野ヶ里もあるように、日本で
も最も古くから開発されてきた、開けてきた場所で、水にかかわるさまざまな文化がある
ということなので、そういうものを子供たちに伝えていく、筑後川らしい個性ある河川環
境というのは、自然環境だけではなくて、歴史的、文化的な環境もあるので、そういうも
のを大切に、それと人間との関係性をつけることによって、この左側の「感じよう！」
というのが出てくるということなので、歴史的、文化的なものというのをどこかに必ず入
れていく必要があるだろうというふうに感じました。

○楠田委員長 貴重なご提案、ありがとうございます。これは、治水、利水、環境を分け
て考えるということではなくて、この点々で五つの楢円をつないでいる線をもう少し心理
的には太くがぱっとかいておいていただけるとよろしいかと思います。

それでは、石原さん、お願いいたします。

○石原委員 いろいろご意見が出ておりますけれども、こういう計画とか基本理念をつ
くる場合に一番困るのが、やっぱりこういう体系をどういうふうに組み立てるかというこ
とだろうと思うんですね。

そこで、まず第1点ですが、筑後川を考える場合にやはり自然環境というのが一つござ
います。それから、大きく分けて、もう一つ、社会的環境ですね。さらに、その社会的環
境の中には人がつくり上げた施設環境というのがありますね。それから、人間そのものが
醸し出していく環境。そういうふうな体系が、一般的に計画をつくる場合に整理してい
くのが普通だと思うんですけども、そこらあたりを、どういうふうになっているのかわか
りませんが、こういうふうな形でつくられております。そこらあたりの整理がどう
かなということが一つ。

もう一つは、人間の概念というのはこういうふうに平面ではなかなかあわせられないもの
なんです。一つの提案ですけども、「安らぎと感動の筑後川」というのを最終的に目標

として定められるというのは結構だろうと思うわけですが、仮にその周りにあります五つの項目を決定とすれば、「安らぎと感動の筑後川」を中心にして円形でみんな重ねていくといえますか、この五つの円がみんな部分的に重なっている。それから、それぞれの外側のこの考え方というものも、それぞれ相互に極めて密接な関係がありますので、円として結んでいく。いわゆる平面上であらわせればそれしかないだろうと。したがって、この点線で結ぶよりも円で重ね合わせていくというのがより適切ではなかろうかと思っております。

○楠田委員長 ありがとうございます。事務局でつくられた原案も、その思いでこの点線を、今の石原さんのやつは、もっとこれを太くして、がぼっと重ねろということで、発想の根幹は事務局のご意見を伺わないとわかりませんが、私個人的には、考え方の中では当然重なっているというふうに理解しておりますが、所長さん、いかがですか。

○井山所長 先ほどの島谷先生のご意見とか、今の石原先生のご意見等、我々も、この五つが独立しているとか、特に治水、利水、環境が別だとかという話ではなくて、それぞれ兼ね備えて川がトータルで川らしいということだというふうに考えています。ちょっと図示の仕方とか、まだこれはたたき台でございますので、その辺のあらわし方というんでしょうか、読み方によっていろいろな見方があるというか、いろいろここで議論していただいて初めてだんだんよくなっていくことだというふうに考えていますので、五つ重なるというのは、非常にわかりやすいというか、いい表現の仕方ではないかというふうに考えています。我々もこれがそれぞれ別の軸だというふうに考えているわけではなくて、重なり合ってトータルで川がよくなるというふうな認識でおるところです。

○楠田委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにございましたら。

○合原委員 この提案がいいかどうかはわからないんですが、「感じよう！」のところは、学習とか自然体験とか、先ほどからも子供たちの教育とか、今、森もそうなんですが、子供たちと自然との接点をつくっていこうという動きはたくさんあるのですが、実際30年後の計画であれば、私も「育てよう」という言葉を積極的に、これから子供たちを今の家庭環境とか社会システムの中から自然に連れていくときには、かなり大がかりなシステムできちっと構築しないといけないので、育てるという視点をもうちょっと出していただければいいなと思いました。

○楠田委員長 ありがとうございます。ぜひ「育てる」というのもどこかに含めていただければと思います。

どうぞ、近藤さん、お願いします。

○近藤委員 歴史と文化というところを前回いろいろお話しいただいたんですけれども、その次に一つつけ加えていただいて、芸術、アート、芸術を一つつけ加えていただきたいんですけれども、ヨーロッパの旅とかで帰ってくると、ヨーロッパのまちには統一感があ

り、古いものや新しいものが調和している。家具にも食べ物にもです。そして、まちを歩けば、絶えず芸術、アートがあります。美術館、オルセー美術館ですが、古い駅などを利用したり、公園にはさまざまな彫刻などもあります。日本は西洋に学んで約百何十年になるんですが、最初はどうかだったんでしょうか、新しいものは受け入れるけれども、古いものは捨てるような考えだったのかなと少し考えます。日本の景観のことなどは考えていなかったように思います。でも、京都とか、今お話しいただいた日田とかは、古きよき文化と新しいものが調和していると思います。そこにプラスして芸術、アートが身近にあったら、人々を力づけたり、開放したり、いやしたり、また戒めたりする力があると思います。芸術というのは、目に見えても毎日使うものでもないし、食べなくても死なないし、あってもなくてもいいと思われる方が多いと思いますが、この文化と歴史にもう一つそういう芸術、アートのある、今から30年後のことを考えますと、そういうところも取り入れていただきたいと思います。お願いいたします。

○楠田委員長 ありがとうございます。まさにおっしゃられるとおりでと思いますので、ご配慮をいただきたいと思います。

どうぞ。

○川野委員 真ん中に「安らぎと感動の筑後川」と赤い字で書いてありますが、先ほどからこの「安らぎと感動の筑後川」で、筑後川で何が一番感動するのかなと思って、自分にもう一度問いかけをしてみましたところ、やはりこの中に、ちょっとどこにもないんですけども、筑後川の中には、アユとかウナギとか、アサリとかシジミとか、コノシロとかエツというふうなものがとれるんですけども、筑後川の中で、ここでしか食べられないエツというのはやはり感動の一つではないだろうかと思っておりますので、そのような食のキーワードをどこかに入れられるようだったら、どこに入れるのかはちょっと後ほど考えて、そうすることによって、そのお魚をいつまでも食べる感動、それをするためにはやっぱり守らなくてははいけないし、つくらなくてははいけない。大切に、それから感じなくてははいけない。築こうということに、これで納得というふうな感じに私はなったんですけども、そういうふうな食べ物は身近で、この河川の計画の基本理念の中に入れていきやすい。一番入っていきやすいようなところをつくらないと、難しいようなものでどうですかとしても、なかなか入れないところがありますので、入りやすい部分もやっぱりきちんとした方がいいんじゃないだろうかというふうに感じました。

○楠田委員長 貴重なご意見、ありがとうございます。食というのもどこかにちょっとちりばめていただければと。

どうぞ、福岡さん、お願いします。

○福岡委員 川副の年寄りの人に聞くと、みんな昔は水天宮さんまで船で行っていたとい

うことで、川には川の信仰がありまして、今回は信仰とか、堤防が切れるというのは川の神様が怒ったとか、そういうようなことで、至るところに水神さんなんか祭られておるので、そういう昔の川との信仰みたいなのも少し考えてもらったらどうかという感じがいたします。

○楠田委員長 ありがとうございます。

○松井委員 今の食の問題ですけれども、私もさっきちょうど同じときに同じような意見を出そうと思ったんですが、やはり川からの恵みという点では、先ほどのご説明では、割合に今、川を直接利用している、川から魚をとって食べるとかいうふうな文化がだんだん、だんだんなくなっているというふうなことだったんですけれども、ただ、この筑後川というのは全国の一級河川の中でも本当に有数の利用性の高い川なんですね。先ほど言われましたように、下流域にも一つの漁業協同組合があり、要するに三つもあるわけですね、大きく言えば。玖珠川も入れれば四つなんですけど、流域を分けて利用している非常に利用度の高い川であって、それをどのようにこの中に入れたらいいか、私もさっきからずっと考えていたんですね。食を、この川からの恵みというのをどういうふうに入れればいいのか。その「感じよう！」の中に、緑の部分に入るのか、あるいは「川の恵みで豊かな社会」なのかということ、どう入れていいかまだちょっとわからないんですけれども、川野さんが言われましたように、何か一つきちんとしてつくってほしいなと私も思っております。

それから、緑の中で、四角い枠の中に「まちの賑わい」というのがありますね。これはどういう意味合いで入れられたのか。むしろコミュニティーの上のブルーの中に含まれているのではないかなど。その辺をちょっとお聞きしたかったんですが、よろしく願います。

○楠田委員長 ありがとうございます。前半の方のご提案のところ、川の恵みは水を取るだけではない、ほかのサービスもお魚を含めていろいろもらっているということだと思います。それから、2番目のご質問は、「まちの賑わい」というところは青のところでもいいというふうなご意見ですが、これは特別な意味はあったんでしょうか。

○井山所長 これは、川と人との触れ合いみたいなのを復活させられれば、地域の活性化につながる部分もあるんじゃないかと、そういうふうな、何というんでしょうか、川から地域に出ていくような、そういうイメージで書かせていただきました。例えば、今、舟運の復活をしたいとかという話が久留米とか大川とか近辺なんかにもあります。それも一つの河川の利用なんですけれども、そういう川を軸とした観光ルートみたいなものにぎわいが出てくるとか、そのためには当然その川に魅力がないといけませんし、川と人が触れ合いやすいような、そういう拠点も必要でしょう。そういうようなことを意識してこれは書かせていただいたということです。それは一例ですけれども。

○楠田委員長 よろしゅうございますでしょうか。

○松井委員 異なっているわけですね。観点が違うわけですね。わかりました。

○楠田委員長 古賀先生、どうぞ。

○古賀委員 私みたいなぶこつ者が言うと笑われそうなんですが、ちょっと一回デザイン系の専門家に聞いてもらった方がいいと思うんですが、「感性を動かす」というのがさっきから気になっているんですよね。これをちょっと確認してもらいたいと思いますね。

それと、食の話が出てきていましたけれども、委員長は考えろと言われるだけで、多分こちらの方はパニックしていると思いますから、「食文化」とか「食育」という言葉を使えば、それが環境学習とか、そういうものにつながってくると思いますので、検討されたいかがでしょうかということ。

それから、この上の三つですね、「創ろう！」「守ろう！」「築こう！」でいいんですが、下の「感じよう！」「大切に！」というのが英語で考えたときに何かちょっと違和感がありますよね、楠田先生。上の「築こう！」「守ろう！」「創ろう！」というのは英語で言えばレッツ何とかでいいんでしょうけれども、「感じよう！」「大切に！」というのを英語で表現したらちょっとごろが悪いので、そこら辺で何かしっくりいっていないのかなという気がしていたんですけれども、一度委員長と相談してみてください。

○楠田委員長 どうぞ、駄田井先生。

○駄田井委員 つまらない話ですけども、どうも「筑後川らしい」というのがちょっと気になって、筑後川らしくないものは守らないのかとか、それから、筑後川の上流というのは人工林が非常に多いところですけども、それは筑後川らしいんですが、それを大切にすることかということになりはしないかということで、ここは「筑後川の」とか何かでいいんじゃないかと。「筑後川らしい個性あふれる」というのは「筑後川の個性あふれる」でいいんじゃないかと。「らしい」といったら何か変な感じになりはしないだろうかと、ちょっと気になりました。

○楠田委員長 ありがとうございます。今のご意見、「らしい」というのはうまい表現で、実態としてはほとんどのことを意味しないビューティフルな単語なんですけど、それは用語の問題ですので、「筑後川の個性あふれる」でもよろしいかと思います。

それと、さきに古賀先生がおっしゃられましたのは、「大切に！」の一言だけが動詞でないという、そういうご指摘なんですかね。

○古賀委員 「感じよう！」も何かちょっとおかしいですね。

○合原委員 私もそう思います。

○楠田委員長 おかしいとおっしゃられるのもよくわかるんですが、これだということを おっしゃっていただいた方が私どもは助かるんですけども。

○古賀委員 「感じよう！」は「育てよう！」ではいけないのかなと一瞬思ったんですけどね。

○合原委員 私もそっちの方がいいよな。「感じ方を育てよう！」がいいかなと思ったんですが、それじゃ、ちょっと理屈が……。

○古賀委員 感性は動かすものではなくて、普通言われるのは感性というのは育むものだという気がするものですから。私、そういうセンスが全くないものですから、ほかの方にお任せします。

○駄田井委員 それか、「大切に！」というところは、「残そう！」とか「未来に伝えよう！」とか「次に残していこう！」とか何かでいいんじゃないかと。そういうのはどうかと思うんですけどね。

○楠田委員長 その「大切に！」は「伝えよう！」という、動詞でそろえるとそういうことになります。「感じよう！」は「育てよう！」というご提案をいただいております。これは基本原案をつくる時のコンセプトとして登場してまいりまして、恐らく最後のパンフレットにこのイメージがどこかでぼろっと出てくるかもしれませんね。だから、そのときのこの表現というところにかかわってくると思いますが、原案を考えていく最中ではそれぞれのキーワードが全部重なった形で出てまいりますが、そのときの頭の中の整理としてこういうイメージになっていて、決してそれぞれが独立しているわけではない。強い相互関係でつながっている中での文章表現を考えるということになると思います。

○島谷委員 1点よろしいですか。こういう標語的な基本理念も、これはこれとして私はいいと思うんですけども、基本的な理念として、これから30年間河川管理をどういう理念でやっていくかというところが少し薄まっている感じもするんですね。ですから、さっき言ったように、治水、利水、環境を考えればいいというものではなくて、一体的に処理するということが河川法ができて非常に重要なので、そういうふうにやっていきますよとか、流域管理に対して、流域に対してきっちりと働きかけをしますよとか、何かそういう、図表になりにくい、言葉であらわさないといけないような理念というものはこれとは別途きっちりと用意されて、これからの河川管理をやられた方がいいと思いますので、こういう図にならない部分も大切にされた方が私はいいと思いますので、お考えいただければと思います。

○楠田委員長 どうもありがとうございます。どうぞ、古賀先生。

○古賀委員 まず、この基本理念ですけれども、一応、我々委員は言いたい放題言ったと思うんですね。あと、その表現等はやはりだれかが決めないといけないだろうと思うんです。そういう意味で、委員長と副委員長が事務局と相談して決めるということで皆様のご賛同をいただければ、私はそれでいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう

か。異議がないということで、委員長はこういうことを言えませんので。

それとあわせて、これを立体的にすれば、今、島谷先生が言われたことが多分満足するんだらうと思うんですね。この「安らぎと感動の筑後川」というのを上の方に持ってきて、この五つのやつを下に置いて、この黄色のバーがありますね、「災害に強い基盤づくりと」云々と。あれを柱にして、この一番上を支えるようにして、その下の空間のところに治水、利水、環境というのをぽっと置いておけば意味が通じるんじゃないかなという気がするんですけども、あとはお任せいたします。

○楠田委員長 任せてくださる方が一番アイデアをお持ちなので、任された方は困り果てるんですが、それは最後の例えばパンフレットとかで出てくるときにこの絵が出てきたときに、もう一遍そこは注意してごらんいただきたいと思います。

どうぞ、石原さん、お願いします。

○石原委員 今日の議論は、提案されておりますように、基本理念ということで、どちらかというとな基本的な考え方ですか、時間的価値体系みたいなものだらうと思うんですが、この次の話が後で出るのかどうか知りませんが、こういう基本理念をつかった後、一般的には今度は空間的体系を普通つくるんですね。ですから、そこらあたりのスケジュールが今後あるのかどうか。なぜそういうようなことを申し上げるかといいますと、さきにつくられた環境基本計画、この空間体系だったですかね、こういうものが前提にございまして、恐らく流域の行政機関、民間を含めてその路線を踏襲しながら、相当突っ込んだ整備とか取り組みがなされているんじゃないかと思うわけです。そこらあたりがどういう段階かはわかりませんが、そういったことを含めて、これが終わった後、空間的なそういう体系というものをつくる用意があるのかどうか。例えば、第1回目のときですか、河川整備基本方針というのは、今後、二、三十年後の具体的な河川の姿を示す計画であると。それを実現するための一つの方法として河川整備計画がつけられるということだらうと思うわけです。そうしますと、必然的に空間体系も必要じゃないかと、このように思いますので、今後のスケジュールの段階で結構ですので、わかりましたらお教え願いたいと思います。

○楠田委員長 ありがとうございます。恐らく整備計画の基本文案ができ上がるころの段階、計画の原案ができ上がる段階のところ、少し空間の体系とか治水系のハードの説明とかはちょうどできるんじゃないでしょうか。

○井山所長 今、空間的体系というふうにおっしゃったのは、どこで何をやるのかという即地的な話というか、河川環境管理基本計画なんかでも、ゾーニングなんかをして、こういう方向で河川環境を管理しましょうというふうなもの、今から20年弱ぐらい前に筑後川でもつくられておるわけです。今回も、今後20年、30年の河川整備の中身というものがこ

の整備計画ですので、主要な事業というんでしょうか、先ほど島谷先生からご質問のあった、直轄管理区間という、そのお手元の図面の矢印で囲まれた区域でどういう事業をやっていくかというものは具体的に即地的に図示してお示しするということになると思います。ただ、それは、今のこの基本理念の柱の中でも、例えば治水ということで、洪水を安全に流すために、ここがネックになっているので、このネックを解消するために川を掘りますとか、あるいは堤防を築きますとか、そういうふうな比較的現段階で定量的、即地的にやるべき内容が30年後を見通して妥当なその投資額の中でお示しできるものと、例えば自然環境なんていうのは、自然環境なんていう部分について、どこでどんな自然再生とか保全とかをやっていくかというようなことは、これはなかなかまだ今、環境面で調査が行き届いていない部分とか、とりわけ川と人との触れ合いとか、365日の川という話は社会情勢なんかにも依存する部分が相当程度ありますので、すべて30年までのことを具体的に即地的にあらわし切るかといいますと、特にこの環境とかかわる部分なんかは、今は5年、10年で一昔という時代ですので、そういう意味では、抽象的な記述とか一般的な記述ですね、そういうふうにとどまらざるを得ない部分も相当程度あるのではないかと。これについては、いずれ具体的な原案をお示しする段階で、こういう構成になって、こういう表現になっていますというふうな基本的な考え方も含めてお示ししたいというふうに考えています。

○楠田委員長 どうもありがとうございます。そのほかにございますでしょうか。

それでは、もしこの後でいいアイデアを思いつかれまして、ぜひ事務局の方にご一報をいただけたらと思います。

それでは、この基本理念のところはこの程度にさせていただきます、その他としまして事務局の方からご説明を申し上げたいというところがございますので、お願いいたします。

○田島副所長 それでは、スケジュールの説明と、それから、実は市民の方々が主体となって、行政がちょっとだけお手伝いした事例というんでしょうか、台霧の瀬づくりというのがあるんですけども、こういったものの画像を準備しておりますので、それを後から映したいと思います。

ここで10分程度休憩をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○楠田委員長 それでは、ただいまから10分休憩させていただきます。

〔休 憩〕

○田島副所長 それでは、休憩時間を終わらして、再開したいと思います。

議事次第でいきますと、その他になりますけれども、その前に、先ほど委員の方から出たご意見、文言の訂正については、大体このような感じになります。輪っかの重ねとか、そういったデザイン的なものについては、修正したものを次回お示ししたいと思います。

○浦山課長 それでは、簡単にご説明をいたします。

(プロジェクター)

まず、ここの「築こう！」と「創ろう！」を入れかえております。

それから、こちらの中の「地域」というところを「地域社会」ということで「社会」をつけさせていただいています。

それから、この中にNPOというのが出てまいりましたので、「住民、NPO、行政等」、企業なんかもありますので「等」で、「連携協働」と。

それから、「流域の文化、芸術の継承と創出」ということ。それから、信仰というのがございましたので、「川への畏敬の念」というのをここにしております。

それから、「伝えよう！」に変えております。それから、「育てよう！」に変えております。

それから、「らしい」というのを抜きまして「筑後川の環境」ということで、「自然」も抜きまして「環境」ということの中で「筑後川の歴史的、文化的環境」というのをここにしております。ここも同じように、「自然」を抜きまして、「らしい」を抜いております。

それから、「感性を動かす」をやめまして、「感性を育む」ということに変えております。この中には、「人材の育成」、それから「食の喜び」というのをここに加えております。

あと、デザイン的なものは少し事務局の方で調整させていただければと思います。

それから、全体的につながりがありますので、流域への働きかけとか、治水、利水、環境を一体的にということをごにわかりやすくしております。

(プロジェクター終わり)

○楠田委員長 よろしゅうございますでしょうか。いろいろ細かいところでご意見はあろうろかと思いますが、これをベースに次の原案をおつくりいただくということになります。

○松井委員 これは、治水、利水、環境だけを一体ですか。

○楠田委員長 全体を一体です。

○松井委員 だから、三つじゃないわけですね。

○楠田委員長 ええ、もちろん。

○松井委員 そういうふうに限定するのはちょっとおかしいんじゃないですか。

○楠田委員長 それはもう言わずもがなで。

○松井委員 いや、あそこにわざわざ書いてあるところはですよ。

○楠田委員長 あれは、今、川野さんがおっしゃった河川法の単語をそのまま使われていて、ちゃんとプラスが入っているというご理解で結構だと思います。

○松井委員 それはちょっと誤解を招くんじゃないですか。

○古賀委員 作図は、後でデザインするということです。

○松井委員 仮のやつですね。

○楠田委員長 これは仮です。最後にパンフレットなんかをつくられるときには出てくるやつがあるだろうと想定しております。

それでは、これはご了解いただいて、もし追加がございましたら事務局の方にご連絡をお願いいたします。

それでは、その次の川にかかわります活動のご報告をお願いいたします。

4. その他

○浦山課長 それでは、お手元にいろんな新聞記事をご用意させていただいています。その後の情報提供ということでさせていただければと思います。

まず、佐野記念公園ということで、これは川副町の方で、今日、福岡委員もいらっしゃっていますけれども、そちらの地元でございますが、水辺の歴史的な公園が完成いたしました、先日オープンしております。一度お越しいただければと思います。ご紹介です。

それから、大川の方では、今、筑後川の懐かしい風景の写真ということで、昔のいかだ流しとか、川で遊んだ、そういった思い出の写真を集めておりまして、250点ほど住民の皆さんから提供していただきました。これについて、今、写真展を、下流の大川の「はなむね」という、大川出張所がございますけれども、その中で開催して、住民の皆さんにごらんいただいているというところです。日田の方でも同じようにこういった写真を集めまして、また今まとめておりますので、今後こういったものをやっていきたいというふうに思っております。また、これにつきましては写真集にしまして、これから皆さんにも情報提供していければというふうに思っております。

それから、もう一つですけれども、葦焼きと川辺り交流会、これは2月19日ですけれども、住民の皆さんの発案で、今ヨシの利用がなかなかされておきませんが、将来に向けて、そういったアシを刈って新たな環境の再生という取り組みが始まっております。こういったものが2月に予定されているところです。

それから、このくるめウスでございますけれども、ここは駄田井委員の関係でございますが、「なんでも発見団」ということで、住民の皆さんの団体でいろんな運営をお手伝いしていただいております。ここでいろんな催しをやっていただいております。先日、川野委員に紙芝居なんかをこの会場でしていただきまして、子供たちが大変喜んでおりました。先ほど言いました流域の歴史というのもございます。流域の歴史なんかもここで住民の皆

さんに伝えていこうという取り組みが始まっているところです。そういったものが1月。2月は、石けんの関係。2月12日は古賀正男。それから、「ちくご川キッズ探検隊」、子供たちの環境学習、こういったものもこの会場で取り組んでいっているところでございます。

それから、最後になりますけれども、台霧の瀬、これは、日田の方で新たな河川の取り組みということで、住民の皆さんが主導で河川整備に取り組んだところでございますが、このたび手づくり郷里賞ということで国土交通大臣から日田市の方が表彰を受けることになりました。明日その表彰式がございますけれども、この台霧の瀬というものを今日ちょっとご紹介できるように準備をしておりますので、後ほど映像でご紹介をしたいと思います。

最後ですけれども、今後の予定でございます。今後の予定につきましては、後ほど、この台霧の瀬が終わりましてからご説明申し上げますが、1枚ペーパーをお配りしているところです。

それでは、台霧の瀬のところを、今の新たな川での取り組みをご紹介したいと思います。日田の出張所長が来ていますので、簡単に概要をご説明して、内容について説明したいと思います。

○柳田所長 日田出張所長の柳田です。

出張所は、日ごろからといいますか、先ほど基本理念の話がありましたけれども、日常的に地域の方とコミュニケーションをとりながら仕事をやっている部署でございます。特に日田は、NPOを初め市民団体の河川を中心とした活動というものがすごく盛んでして、毎月1回は必ず懇談会、日田の川を考える会というものを市、県、国、私どもですけれども、それと市民の考える会のメンバーで相互の意見交換をしております。今から紹介するのは、そこで発案された市民主導によるせせらぎというか、何げに近づきやすい川づくりを市民主導で手がけたものです。それを3分間ほどに、どういうやり方でやっていったのかというのをうちの技術係長にコンパクトにまとめていただいたので、それを流します。

それから、その台霧の瀬づくりがきっかけとなって、随分、市民参加に、私どもも市民参加による川づくりというものをもっと進めなければいけないということで、派川の隈川の根固めブロックの墓場みたいな川があったんですけれども、その景観形成ということでやりかえた事例と、豆田町、昨年12月に伝統的建造物群に指定された街並みと調和したような川づくりを市民参加でつくっていった、そしてその結果、新たな祭りも起こっていったという、川がいかに地域おこしにもつながっていくのかというようなことをまとめたのを流していきます。この台霧の瀬づくりは、基本理念のキーワードがいろいろ書かれていますけれども、そうした地域の思いが随分詰まっているようなものでございます。参考

までに紹介させていただきます。

〔ビデオ上映〕

○柳田所長 基本理念に「安らぎと感動の筑後川」、私も感動というものを随分忘れていたような気がしましたが、この三つの川づくりに直接携わることができて、できたものもそうですし、できた後の使われ方というものに非常に感動した事例でございます。どうもありがとうございました。（拍手）

○楠田委員長 どうもありがとうございました。それでは、その他の事項はほかにございますでしょうか。

○浦山課長 それではまず、次回の予定を申し上げます。

1月13日（金曜日）になりますけれども、第5回の流域委員会を開催させていただきます。1枚ペーパーをお配りしていますけれども、その中で今度は河川整備計画の原案をお見せいたしまして、ご意見をいただければと思います。

今後のスケジュールを申し上げます。本日、15日、第4回の流域委員会でございました。そして、1月13日の前に原案を公表したいと思います。その作業をこれから進めてまいります。そして、13日の流域委員会で意見をいただきます。さらに、1月28日に、実はこの筑後川の改修のスタートを切りましてから70年ということで、各市町村で改修期成会ができておりますけれども、それが70年を迎えるということで、久留米市を初め市町村でシンポジウムが開催されます。この中でも楠田委員長にはご出席いただくということになっておりますので、ご紹介申し上げます。詳しい内容については、また情報を提供させていただきたいと思います。

それから、2月を予定していますけれども、今、市町村とも調整していますけれども、この原案を広く皆さんにお示しするために各戸配布を予定しておりまして、その中で意見をいただくということを考えています。

また、1月の中旬から2月にかけては、流域1万人会議第2次を開催いたします。これにつきましても市町村と今調整を進めているところでございまして、25カ所を予定しております。そこで住民の皆さんと意見交換をしながら意見を出していただきたいというふうに思っています。

2月の中旬あるいは下旬になるかもしれませんが、これから日程調整をさせていただきます。第6回の流域委員会の日程調整をさせていただければと思います。予定しております最終の目標は3月末の整備計画の策定ということになりますが、関係機関との協議もございまして、そのあたりは今後の計画になると思います。

以上が今後の予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○楠田委員長 ありがとうございます。そのほかはございませんね。

それでは、今日も長時間にわたりましてご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○楠田委員長 それでは、これもちまして第4回筑後川水系流域委員会をお開きにさせていただきます。どうもお疲れさまでした。